平成２４年（フ）第２６号
栃木県足利市鹿島町755番地１　最上ハイツ712号
破産者　齋藤　博司
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３１３号
栃木県下都賀郡壬生町至宝２丁目９番17号
破産者　株式会社マイスター
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４１４号
栃木県芳賀郡茂木町大字小井戸2248番地
破産者　堀江　昭巳
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４１７号
埼玉県八潮市鶴ケ曽根599番地５
破産者　有限会社スガ製靴
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
埼玉県越谷市神明町３丁目463番地
破産者　株式会社パスカ
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
金沢市桂町イ44番地１
破産者　株式会社ケイ・エヌ・コーポレーション
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１９３号
石川県白山市倉光１丁目32番地
破産者　有限会社中矢建設
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４９８号
山梨県南巨摩郡南部町南部386番地
破産者　有限会社山梨住宅
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
静岡県裾野市平松673番地の15
破産者　有限会社柴田製作所
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
愛知県一宮市せんい１丁目５番８号
破産者　株式会社ジーク
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２７３号
愛知県一宮市公園通４丁目40番地
破産者　有限会社ケイ・プランズ
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１５８号
三重県津市大門11番16号
破産者　佐久間将之
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７６号
大津市弥生町４―14　パレミニヨン103、商業登記簿上の本店所在地京都市東山区古門前通り大和大路東入る元町372番地３
破産者　有限会社３ＩＮ
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
福岡県大川市大字酒見1439番地の１
破産者　マルセイリビング株式会社
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
福岡県大川市大字一木952番地
破産者　サンライズ金属工業株式会社
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
長崎県松浦市福島町塩浜免2859番地70
破産者　株式会社靴夢
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
ベトナム社会主義共和国ホーチミン市第７区タンフォン,フーミーフンニューシティ,ザ・パノラマ　11―Ｂ２―１―７室、破産手続開始決定時の住所神奈川県藤沢市鵠沼海岸１丁目10番１―314号
破産者　大道　一平
１　決定年月日　平成24年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７１３号
神奈川県藤沢市下土棚2438番地
破産者　ジョイフル湘南有限会社
１　決定年月日　平成24年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０９号
神奈川県秦野市堀川128番地11
破産者　有限会社コンピュータテクニカルサービス
１　決定年月日　平成24年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３３９号
愛知県岡崎市大平町字八ツ幡16番地１
破産者　有限会社熊野商事
１　決定年月日　平成24年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第９８７号
京都市下京区朱雀北ノ口町63番地
破産者　株式会社トレント
１　決定年月日　平成24年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
愛媛県新居浜市角野新田町１丁目10番11号
破産者　有限会社キネ・ファイブ四国
１　決定年月日　平成24年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部